

(參考)

簡易住宅三〇〇、〇〇〇戸應急建設所要資材調(除厚生施設充當分)

- (イ) 木材 七百五十萬石(合板を含む)
 - (ロ) 釘 三千七百五十屯
 - (ハ) 鋸 五百四十屯
 - (ニ) 鐵線 百二十屯
 - (ホ) 電線 四百五十屯
 - (ヘ) 電球 三十萬個
 - (ト) ソケット 三十萬個
 - (チ) 疊表 二百七十萬疊
 - (リ) 硝子、九萬箱
 - (ヌ) 屋根材料 二千四百萬坪
- 其の他竹障子紙、水道用材等を要す
- 建坪 六・二五坪
- 一戸當り資材
- | | |
|----|------|
| 木材 | 二五石 |
| 釘 | 三、五屯 |

人口調査規則の公布

國勢調査法に依れば、昭和二十年十一月一日は第六回國勢調査日に相當するのであるが、政府は現下の情勢下に於ては同法に依る國勢調査執行の不適當なるを認め、之に代へて資源調査法に依る人口調査を十一月一日を以て執行することとし、九月十二日閣令第三十六號を以て左の如く之を公布した。

閣令第三十六號 (昭和二十年九月十二日)

資源調査法第一條ノ規定ニ依リ昭和二十年人口調査規則左ノ通定ム

昭和二十年人口調査規則

- 第一條 昭和二十年人口調査ハ昭和二十年十一月一日午前零時ノ現在ニ依リ之ヲ行フ
- 第二條 昭和二十年人口調査ハ前條ノ時期ニ於テ内地(樺太及海上交通村絶其ノ他特別ノ事情アル地域ニシテ内閣總理大臣ノ指定スルモノヲ除ク以下同ジ)ニ現在スル者ニ付之ヲ行フ但シ陸海軍ノ部隊及艦船ニ在ル者並ニ外國人ニ付テハ之ヲ行ハズ
- 前條ノ時期前ニ帝國ノ港灣ヲ發シ途中寄港セズシテ前條ノ時期後二日以内ニ始メテ内地ノ港灣ニ入りタル者ハ昭和二十年十一月一日午前零時ニ内地ニ現在シタル者ト看做ス
- 本令ニ於テ陸海軍ノ艦船トハ艦船令ニ依ル艦艇特務艦艇雜役船、陸軍所有船、陸軍徵備船及海軍徵備船ヲ謂フ
- 第三條 昭和二十年人口調査ハ前條ニ該當スル者ニ付左ノ事項ヲ調査ス
- 一 本籍地
 - 二 住所
 - 三 氏名
 - 四 男女ノ別
 - 五 年齢(數(年))
- 第四條 昭和二十年人口調査ハ各世帯ニ就キ之ヲ執行ス
- 本令ニ於テ世帯トハ住居及家計ヲ共ニスル者ヲ謂フ一人ニシテ住居ヲ有シ家計ヲ立ツル者亦一世帯トス
- 家計ヲ共ニスルモ別ニ住居ヲ有スル者又ハ住居ヲ共ニスルモ別ニ家計ヲ立ツル者ハ一世帯トス其ノ一人ナル場合亦同ジ
- 寄宿舍、病院、旅館、下宿屋、合宿所其ノ他家計ヲ共ニセザル者ノ集合スル場屋又ハ船舶ニ在ル者ニシテ其ノ家計ヲ共ニセザルモノハ一場屋又ハ一船舶毎ニ一世帯ニ準ズ
- 第五條 世帯主又ハ世帯ノ管理者ハ其ノ世帯ニ現在スル者(外國人ヲ除ク)ニ付第三條各號ノ事項ヲ申告スベシ
- 第一條ノ時期ニ汽車、電車、其ノ他世帯ナキ場所ニ現在シタル者ハ調査時期後始メテ到着シタル世帯ニ現在シタル者ト看做ス
- 世帯ニ於テ世帯主ナキトキ又ハ不在ナルトキハ事實上之ヲ管理スル者、世帯ニ在ル者ノ選定シタル者又ハ人口調査員ノ指定シタル者ヲ以テ世帯ノ管理者トス
- 第六條 申告義務者ハ各世帯ニ配付スル人口調査申告書用紙ヲ以テ昭和二十年十一月一日午前八時迄ニ人口調査申告書ヲ作成シ人口調査員ノ巡回ヲ待チ之ヲ提出スベシ
- 第七條 人口調査申告書用紙ハ別紙様式ニ依リ市町村長之ヲ作成スベシ
- 第八條 第二條ニ該當スル者何レノ世帯ニ於テモ申告セラレザリシコトヲ知リタルトキハ昭和二十年十一月三日迄ニ最寄人口調査員ニ其ノ旨ヲ申出ツベシ
- 但シ事宜ニ依リ最寄市町村長ニ申出ヅルコトヲ得
- 第九條 府縣知事ハ内閣總理大臣ノ命ヲ承ケ管轄區域内ノ調査ノ執行ヲ指揮監督ス
- 第十條 府縣支廳長ハ府縣知事ノ命ヲ承ケ管轄區域内ノ調査ノ執行ヲ指揮監督ス
- 第十一條 市町村長ハ府縣知事(府縣支廳長ノ管轄區域)

城内ノ町村長ハ府縣支廳長ノ指揮監督ヲ承ケ市町村内ノ調査ノ執行ヲ管掌ス

第十二條 市町村長ハ調査ヲ執行スル爲府縣知事ノ認可ヲ經テ市町村ノ區域ヲ調査區ニ分割ス但シ特別ノ事情アルトキハ府縣知事ノ認可ヲ經テ一町村ヲ以テ一調査區ト爲スコトヲ得

市町村ノ境界未定又ハ不明ノ場所ハ關係市町村長ノ協議ニ依リ調査區ノ境界ヲ定ムベシ協議調ハザルトキハ府縣知事之ヲ指定ス

第十三條 府縣知事ハ資源調査員ニ就キ特ニ本令ニ依リ調査ヲ擔當セシムベキ人口調査員ヲ指定スベシ
人口調査員ハ市町村長ノ指揮監督ヲ承ケ擔當調査區内ニ於ケル人口調査申告書用紙ノ配付、人口調査申告書ノ蒐集其ノ他之ニ伴フ諸般ノ事務ヲ執行ス

第十四條 市町村長ハ各調査區ノ番號、區域及擔當人口調査員ノ氏名並ニ豫備員タル人口調査員ノ氏名ヲ告示スベシ

第十五條 人口調査員ハ昭和二十年十月二十二日ヨリ同月末日迄ノ間ニ於テ各世帯ニ人口調査申告書用紙ヲ配付スベシ
申告義務者前項ノ期間内ニ人口調査申告書用紙ノ配付ヲ受ケザルトキハ當該調査區ノ擔當人口調査員ニ其ノ旨ヲ申出デ之ガ配付ヲ受クベシ

第十六條 人口調査員各世帯ニ就キ職務ヲ執行スル期間ハ昭和二十年十月二十二日ヨリ同年十一月四日迄トス但シ蒐集シタル人口調査申告書ノ記載事項ニ關シ質問ヲ爲ス場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第十七條 市町村長ハ人口調査申告書ニ依リ別ニ定ムル様式ノ統計表ヲ作成シ別ニ定ムル様式ノ照査表ノ

寫ト共ニ府縣知事ノ定ムル期限迄ニ府縣知事ニ（府縣支廳長ノ管轄區域内ノ町村長ハ府縣支廳長ヲ經テ）提出スベシ

府縣知事前項ノ統計表及照査表寫ヲ受理シタルトキハ之ヲ取纏メ第一次統計表ハ昭和二十年十一月十七日迄ニ、第二次統計表及調査表寫ハ同月末日迄ニ内閣總理大臣ニ提出スベシ

第十八條 天災事變其ノ他避クベカラザル事故ノ爲第一條、第二條第二項、第六條、第八條、第十五條第一項又ハ第十六條ノ規定ニ依リ難キ場合ニ於テハ府縣知事ハ直ニ其ノ旨ヲ内閣總理大臣ニ報告スベシ此ノ場合ニ於テハ府縣知事ハ内閣總理大臣ノ認可ヲ經テ區域ヲ限リ別段ノ定ヲ爲スコトヲ得

別紙様式（用紙ハ西洋紙、郵便ハガキ程度ノ大サトス）

府縣知事別段ノ定ヲ爲シタルトキハ之ヲ告示スベシ

第十九條 本令中府縣支廳長、市町村又ハ市町村長若ハ町村長ニ關スル規定ハ市制第六條及第八十二條第三項ノ市ニ在リテハ各市長、區又ハ區長ニ、市町村又ハ市町村長若ハ町村長ニ關スル規定ハ東京都ノ區ノ存スル區域ニ在リテハ各區又ハ區長ニ之ヲ適用シ府縣トアルハ東京都及北海道廳ヲ、府縣知事トアルハ東京都長官及北海道廳長官ヲ、府縣支廳長トアルハ東京都支廳長及北海道廳長官ヲ、町村トアルハ

町村長トアルハ各之ニ準ズベキモノヲ包含ス
第二十條 左ノ場所ニ關スル調査ニ付本令ヲ適用シ難キ場合ハ内閣總理大臣別ニ其ノ手續ヲ定ム
一 宮城、離宮、皇族ノ殿邸其ノ他之ニ準ズベキ個

昭和二十一年十一月一日		人口調査申告書						
※調査區番號第 號 ※	本籍地	住 所	氏 名	男女の別	年 齡 (數 年)	申告者 號 枚	人口調査 員 捺 印	
								都 道
○	男	女	男	女	男	女	男	女
○	男	女	男	女	男	女	男	女

○男女の別欄の記入は男は男は女は女とす
局 計 統 閣 内

所

二 司法大臣ノ管理ニ屬スル監獄、矯正院及豫防拘禁所

第二十一條 府縣市町村ニ於テハ人口調査ニ附帶シテ他ノ調査ヲ爲スコトヲ得ズ

第二十二條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ三月以下ノ懲役若ハ禁錮又ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

一 調査ノ職務ノ執行ニ因リ知得シタル事項ヲ故ナク他人ニ漏泄シタル者

二 申告義務者ヲシテ申告ヲ爲スコトヲ得ザラシメタル者

三 虚偽ノ風説ヲ流布シ又ハ偽計若ハ威力ヲ用ヒテ調査ヲ妨ゲタル者

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
内閣訓令第五號

昭和二十年人口調査施行心得左ノ通定ム
昭和二十年九月十二日

内閣總理大臣 稔 彦 王

第一章 府縣

第一條 府縣知事ハ市町村ノ町内會、部落會ノ役員其ノ他調査區ノ實況ニ通ジ調査員タルニ適當ナル者ヲ人口調査員ニ指定スベシ

第二條 府縣知事内閣統計局長ヨリ調査事務ニ要スル印刷物類ノ交付ヲ受ケタルトキハ府縣支廳及府縣支廳長ノ管轄區域内ノ町村所要ノ分ハ府縣支廳長ニ、

其ノ他ノ町村及市所要ノ分ハ市町村長ニ速ニ之ヲ交付スベシ

府縣支廳長前項ノ印刷物類ノ交付ヲ受ケタルトキハ町村所要ノ分ハ速ニ之ヲ町村長ニ交付スベシ

第三條 昭和二十年人口調査規則第二條第一項ノ規定ニ依リ内閣總理大臣ノ指定ヲ受ケベキ地域アリト認ムルトキハ府縣知事ハ昭和二十年十月二十日迄ニ其ノ地域ノ指定ヲ内申スベシ

第四條 昭和二十年人口調査規則第十八條ノ規定ニ依ル報告ハ電報又ハ電話ヲ以テ内閣統計局長ニ之ヲ爲シ内閣總理大臣ノ認可ノ申請ニハ別段ノ定メ案ヲ具スベシ

第二章 市町村

第五條 調査ニ關スル市町村長ノ職務ハ左ノ如シ

一 調査區ノ設定

二 人口調査員ノ指導

三 人口調査員ノ指導

四 準備調査

五 申告書用紙ノ作成及交付

六 申告書及照査表ノ檢査

七 統計表ノ作成

八 照査表寫及統計表ノ提出

九 申告書及照査表ノ保管

十 以上ノ附帶事務

山岳、丘陵、河川、溝渠、道路、通路、鐵道、電信電話線等判明ナルモノヲ以テ境界トスルコト

三 調査區ノ區域ハ成ルベク之ヲ町内會、部落會及隣保班ノ區域ニ適合セシムルコト

四 多數ノ人員集合居住スル場屋例（バ寄宿舍、病院、旅館、下宿屋、合宿所等）又ハ船舶ノ存在スル場所ハ其ノ人員ニ應ジ調査區ヲ設定スルコト

第七條 市町村長調査區ヲ設定スル場合ニ於テハ其ノ市町村ノ區域ニ屬スル陸上及水面ニ重複又ハ脱漏チキヲ期スベシ

第八條 調査區設定ノ認可申請書ニハ調査區ノ番號、區域、世帯概數及人口概數ヲ記載スベシ

町村組合ニ在リテハ調査區番號ハ其ノ一町村毎ニ第一號ヨリ始ムベシ

第九條 一調査區ノ調査ハ一人ノ人口調査員之ヲ擔當スルモノトス但シ水面ノ調査其ノ他特別ノ事情アル場合ニハ二人以上ノ人口調査員ヲシテ一調査區ヲ擔當セシムルコトヲ得

第十條 人口調査員ノ指定アリタルトキハ市町村長ハ各人口調査員ノ擔當調査區ヲ定メ昭和二十年十月二十一日迄ニ照査表用紙ヲ交付スベシ但シ調査區ヲ擔當セシメザル人口調査員ニハ照査表用紙ヲ交付セズ

豫備員タル旨ヲ通知スベシ

第十一條 市町村長ハ人口調査員ニ交付スベキ照査表用紙ノ指定ノ個所ニ府縣都市町村役所役場名、調査區番號、調査區區域及人口調査員氏名ヲ記入シ役所役場名ノ末尾ニ其ノ印ヲ捺捺スベシ

第十二條 人口調査員疾病其ノ他已ムヲ得ザル事故ノ爲調査ニ從事シ難キトキハ市町村長ハ直ニ豫備員中

立ノ稱呼ヲ有スル區域ニ依リ之ニ依リ難キトキハ

二 調査區ノ區域ハ成ルベク大字、小字等地理上獨

立ノ稱呼ヲ有スル區域ニ依リ之ニ依リ難キトキハ

ヨリ之ニ代ラシメ其ノ旨ヲ告示スベシ

前項ノ場合ニ於テハ市町村長ハ照査表其ノ他ノ書類ヲ回收シ照査表ノ人口調査員氏名ヲ書換ヘ新摺當人口調査員ニ之ヲ交付スベシ

第十三條 市町村長ハ人口調査員ノ摺當調査ヲ指定シタル後速ニ人口調査員ヲ招集シ之ヲ指導スベシ

第十四條 市町村長ハ調査期日ニ先立チ期間ヲ定メ人口調査員ヲシテ摺當調査區内ノ各世帯ニ就キ準備調査ヲ爲サシムベシ

第十五條 市町村長ハ準備調査ノ執行ニ必要ナル世帯番號札ヲ調製シ之ヲ人口調査員ニ交付スベシ
前項ノ世帯番號札ノ品質形狀ハ市町村長適宜之ヲ定ムベシ

第十六條 人口調査員準備調査後照査表ヲ提示シタルトキハ市町村長ハ之ヲ検査シ調査ニ重複、脱漏又ハ誤謬ノ疑アルトキハ之ヲ人口調査員ニ質シ照査表ノ訂正ヲ命ジ必要ト認ムルトキハ再調査ヲ命ズベシ

第十七條 市町村長前條ノ検査ヲ終ヘタルトキハ照査表ヲ還付スルト同時ニ照査表ニ記入セラレタル人員概數ニ應ジ各世帯ニ配付スベキ申告書用紙ヲ人口調査員ニ交付スベシ

第十八條 人口調査員ニ交付スベキ申告書用紙ニハ指定ノ個所ニ調査區番號及府縣郡市町村名ヲ記入スベシ

第十九條 人口調査員申告書ノ蒐集ヲ終ヘ申告書、照査表及照査表寫ヲ提出シタルトキハ市町村長ハ之ヲ検査スベシ

第二十條 市町村長前條ノ検査ノ結果申告書又ハ照査表及照査表寫ノ記入ニ重複、脱漏若ハ誤謬アルコト

ヲ發見シタルトキ又ハ申告書記入ノ文字不明ナルトキハ人口調査員ヲシテ之ヲ訂正又ハ加筆セシムベシ

第二十一條 市町村長検査ノ結果調査漏ノ世帯アリト認ムルトキハ人口調査員ヲシテ之ガ調査ヲ爲サシメ既ニ調査ヲ經タル世帯ニ關シ必要ト認ムルトキハ再調査ヲ爲サシムベシ

第二十二條 市町村長申告書、照査表及照査表寫ノ検査ヲ終ヘタルトキハ照査表及照査表寫ノ末尾ニ檢印スベシ

第二十三條 市町村長前條ノ手續ヲ終ヘタルトキハ昭和二十年人口調査規則第十七條ノ統計表ヲ作成スベシ但シ町村組合ニ在リテハ其ノ一町村毎ニ作成スベシ

第二十四條 市町村長前條ノ手續ヲ終ヘタルトキハ統計表ノ末尾ニ日附ヲ記入シ記名捺印スベシ

第二十五條 市町村長ハ調査書類ノ紛失毀損ヲ防グ爲其ノ保管及發送ニ付特ニ注意スベシ

第二十六條 市町村長ハ調査書類ノ提出後ト雖モ該書類ノ記入事項ニ關シ監督官廳ヨリ照會アリタルトキハ保管書類ニ依リ又ハ人口調査員タリシ者ニ質シ若ハ實地ニ就キ調査シ速ニ答申スベシ

第三章 人口調査員
第二十七條 人口調査員ハ市町村長ノ指揮監督ヲ承ケ調査區ヲ擔當シ左ノ職務ヲ行フ

- 一 準備調査
- 二 申告書用紙ノ配付
- 三 申告書ノ蒐集及検査
- 四 申告書、照査表及照査表寫ノ提出
- 五 以上ノ附帶事務

第二十八條 人口調査員ハ世帯ニ就キ職務ヲ執行スル際必要ナキ事項ヲ質問スベカラズ

第二十九條 人口調査員ハ職務執行中知得シタル事項ヲ故ナク他人ニ漏泄スベカラズ

第三十條 人口調査員摺當調査區ト隣接調査區トノ間ニ重複、脱漏又ハ所屬不明ノ地域アリト認ムルトキハ直ニ其ノ旨ヲ市町村長ニ申出デ指揮ヲ請フベシ

第三十一條 人口調査員ハ職務執行ニ便ズル爲豫メ摺當調査區内巡回ノ順路ヲ定メ準備調査、申告書用紙ノ配付又ハ申告書ノ蒐集ノ際概ネ其ノ順路ニ依ルベシ

第三十二條 人口調査員疾病其ノ他已ムヲ得ザル事故ノ爲調査事務ニ從事シ難キトキハ直ニ市町村長ニ其ノ旨ヲ申出ヅベシ

第三十三條 人口調査員ハ申告書及照査表提出後ニ於テモ市町村長ヨリ説明又ハ再調査ヲ命ゼラレタルトキハ調査ノ上速ニ答申スベシ

第三十四條 人口調査員ハ市町村長ノ定ムル期間内ニ準備調査トシテ左ノ事務ヲ行フベシ

- 一 各住居ニ就キ世帯ノ有無及其ノ數ヲ調査シ各世帯番號札ヲ貼附スルコト但シ船舶ニ付テハ昭和二十年十一月一日午前零時迄繋留スベキ見込アルモノニ限ル
- 二 世帯所在地ノ番號ヲ調査スルコト
- 三 準世帯ニ在リテハ其ノ種類及名稱ヲ調査スルコト
- 四 各世帯ノ申告義務者ノ氏名ヲ調査スルコト
- 五 各世帯ノ人員概數ヲ調査スルコト

世帯員不在ノ爲前項ノ調査ヲ爲スコト能ハザルトキ

ハ重ネテ巡回シ又ハ近隣ノ者ニ質シ之ヲ調査スベシ
第三十五條 世帯番號札ヲ貼付スル場合ニ於テハ左ノ
點ニ注意スベシ

- 一 普通ノ家屋ハ勿論壕舎社寺學校工場倉庫物置等
建物ノ、舟筏其ノ他掛小屋葎簀張天幕等臨時ノ設
備ト雖モ其ノ内ニ世帯アルトキハ世帯毎ニ悉ク世
帯番號札ヲ貼付スルコト
- 二 一棟ノ家屋内ニ數個ノ世帯アルトキハ一世帯毎
ニ世帯番號札ヲ貼付シ數種又ハ母屋及附屬建物ニ
跨リ一世帯アルトキハ其ノ主タル住居ニ世帯番號
札ヲ貼付スルコト

三 旅館、下宿屋(素人下宿ヲ含ム)等ノ旅客、下宿
人等ノ集リハ營業主ノ普通世帯ト別ノ準世帯ナ
ルヲ以テ之ヲ區別シテ世帯番號札ヲ貼付スルコト
世帯番號札ヲ貼付スベキ世帯ハ物資配給等ノ爲ニ便
宜認メラレタル世帯トハ必ずシモ一致セザルヲ以テ
昭和二十年人口調査規則第四條ノ規定ニ從ヒ世帯ノ
單位ヲ定ムベシ

第三十六條 人口調査員一世帯ニ就キ第三十四條ノ調
査ヲ爲シタルトキハ直ニ其ノ結果ヲ照査表第一欄乃
至第五欄ニ記入スベシ但シ普通ノ家屋以外ニ在ル世
帯ニ付テハ住居ノ種類ヲ備考欄ニ記入スベシ

前項ノ記入ヲ爲スコト能ハズ再調査ヲ要スルモノア
ルトキハ備考欄ニ「要再調」ト記入シ置キ重ネテ巡
回シ調査ノ結果ヲ當該欄ニ記入シタル上備考欄「要
再調」ノ文字ヲ抹消スベシ

準備調査後照査表ノ記入事項ニ異動又ハ誤謬アルコ
トヲ知リタルトキハ其ノ都度加除訂正スベシ

第三十七條 人口調査員準備調査ヲ終ヘタルトキハ市

町村長ノ定ムル期限迄ニ照査表ヲ市町村長ニ提示シ
其ノ檢査ヲ受クベシ

第三十八條 人口調査員ハ昭和二十年十月末日迄ニ檢
査調査區内ノ各世帯ニ照査表記入ノ人員概數ニ應ジ
申告書用紙ヲ配付シ其ノ枚數ヲ照査表第六欄ニ記入
スベシ

申告義務者又ハ之ニ代ルベキ者共ニ不在ノ世帯ニハ
重ネテ巡回シ又ハ便宜近隣ノ申告義務者ニ委託シテ
配付スルコトヲ得

船舶ニ申告書用紙ヲ配付シタルトキハ半紙大ノ青色
紙ヲ交付シテ見易キ個所ニ貼付セシムベシ

第三十九條 人口調査員ハ申告書用紙配付前豫メ照査表
ニ依リ申告書用紙指定ノ個所ニ世帯番號ヲ記入シ配
付ノ際更ニ相違ナキコトヲ確ムベシ

第四十條 人口調査員ハ申告書用紙配付ノ際各世帯ノ
申告義務者ニ對シ昭和二十年十一月一日午前八時迄
ニ申告書ヲ作成スベキ旨ヲ告グベシ

人口調査員ハ申告書ノ記入方ヲ懇切ニ指示シ申告ニ
重複又ハ脱漏ナキヲ期スベシ

第四十一條 人口調査員申告書用紙配付ノ際世帯ニ異
動アルコトヲ知リタルトキハ直ニ左ノ各號ニ依リ處
理スベシ

- 一 照査表記載ノ世帯ガ擔當調査區外ニ移轉シタル
トキハ世帯番號札ヲ取去リ照査表ノ記入ヲ讀ミ得
ル様抹消シ備考欄ニ「移轉」ト記入スルコト
- 二 照査表ニ記載ナキ世帯アリタルトキハ新ニ世帯
番號札ヲ貼付及照査表ノ記入ヲ爲シ當該世帯ニ申
告書用紙ヲ配付スルコト但シ此ノ場合ニハ照査表
備考欄ニ「追加」ト記入スベシ

三 照査表記載ノ世帯ガ擔當調査區内ニ於テ移轉シ
タルトキハ前二號ニ準ジ處理シ照査表準備欄ニ
「區内移轉」ト記入スルコト

第四十二條 人口調査員ハ市町村長ノ定ムル期日ニ擔
當調査區内ノ各世帯ニ就キ漏ナク申告書ヲ蒐集スベ
シ

第四十三條 人口調査員ハ申告書蒐集ノ際世帯人員ニ
付重複、脱漏又ハ架空ノ申告ナキヲ檢査スベシ

第四十四條 人口調査員ハ申告書蒐集ノ際世帯又ハ人
口ノ増加其ノ他ノ必要ニ應ズル爲豫備ノ申告書用紙
ヲ携帶スベシ

第四十五條 人口調査員ハ申告書蒐集ノ際照査表ニ記
入セラレタル世帯ニ異動アルコトヲ知リタルトキ又
ハ新ニ調査スベキ世帯ヲ發見シタルトキハ第四十一
條ノ規定ニ準ジ處理シ申告義務者ヲシテ直ニ申告書
ノ記入ヲ爲サシメ之ヲ蒐集スベシ

第四十六條 申告義務者ニシテ申告書ノ記入ヲ爲スコ
ト能ハザルモノアルトキハ人口調査員ハ申告書蒐集
ノ際口頭ヲ以テ申告セシメ代リテ記入ヲ爲シ讀ミ聞
カセタル上捺印セシメ之ヲ蒐集スベシ

- 一 申告書ノ枚數及號數ヲ申告指定ノ個所ニ記入ス
ルコト
- 二 申告書ノ世帯番號及申告者ノ氏名ヲ照査表ニ對
照シ相違ノ點ヲ發見シタルトキハ事實ニ依リ之ヲ
訂正スルコト
- 三 申告書各項ノ記入ヲ檢査シ脱漏又ハ誤謬アルト
キハ申告義務者ヲシテ訂正セシメ又ハ質問ノ上之

備考欄ニ「追加」ト記入スベシ

ヲ訂正スルコト

四 申告書記入ノ文字不明ナルトキ又ハ訂正ノ爲不
明ト爲リタルトキハ申告義務者ニ申告書用紙ヲ交
付シ更ニ申告書ヲ作成セシムルコト

郵船ニ付テ前項ノ手續ヲ終ヘタルトキハ半紙大ノ
赤色紙ヲ交付シテ見易キ個所ニ貼附セシムベシ
第四十八條 人口調査員申告書ノ蒐集ヲ終ヘタルトキ
ハ更ニ申告書ノ記入事項ヲ検査シ補正ヲ要スルモノ
アルトキハ申告義務者ヲシテ訂正セシメ又ハ質問ノ
上之ヲ訂正シタル後左ノ手續ヲ爲スベシ

一 申告書ノ枚數ヲ照査表第七欄ニ記入スルコト
二 申告書ニ依リ照査表第八欄ノ記入ヲ爲スコト

三 照査表第七欄及第八欄ノ各合計ヲ算出記入シ檢
算スルコト但シ一通二枚以上ナルトキハ一枚毎ニ
小計ヲ最終ノ用紙ニ合計ヲ記入スベシ

四 照査表ノ枚數及號數ヲ照査表指定ノ個所ニ記入
スルコト

第四十九條 人口調査員前條ノ手續ヲ終ヘタルトキハ
照査表ト各申告書トヲ對照シ符號スルヤ否ヤヲ檢査
シ誤謬アルトキハ直ニ之ヲ訂正スベシ

第五十條 人口調査員前條ノ手續ヲ終ヘタルトキハ申
告書指定ノ個所ニ檢印スルト共ニ照査表寫ヲ作成シ
照査表及照査表寫ノ末尾ニ記名捺印スベシ

第五十一條 人口調査員ハ申告書ヲ世帯番號順ニ重ネ
一括シ照査表及照査表寫ト共ニ市町村長ノ定ムル期
限迄ニ之ヲ市町村長ニ提出スベシ

第四十條 補 則
第五十二條 本規程中府縣支廳、府縣支廳長、市町村
若ハ町村又ハ市町村長若ハ町村長ニ關スル規定ハ市

制第六條及第八十二條第三項ノ市ニ在リテハ各市、

市長、區又ハ區長ニ、市町村若ハ町村又ハ市町村長
若ハ町村長ニ關スル規定ハ東京都ノ區ノ存スル區域
ニ在リテハ各區又ハ區長ニ之ヲ適用シ府縣トアルハ

東京都及北海道廳ヲ、府縣知事トアルハ東京都長官
及北海道廳長官ヲ、府縣支廳トアルハ東京都支廳長
北海道廳支廳長ヲ、府縣支廳長トアルハ東京都支廳長
及北海道廳支廳長ヲ、町村トアリ又ハ町村長トアル
ハ各之ニ準ズベキモノヲ包含ス

新規應徴士前收補給限度額及 徴用扶助限度額の引上

新規應徴士の前収入の補給限度額及徴用扶助の限度
額に就ては、從來算少に過ぐるとの意見少からず、政
府も曩に「被徴用者等勤勞保護強化要綱」に於て之が
引上を決定したのであるが、厚生省は昭和二十年九月
十七日其の具體的引上額を決定すると共に、九月分よ
り實施することとし、左の如く當局談を發表した。

國民徴用の徹底に伴ふ新規應徴士の年齢構成の變化及
一般生活費の現狀に鑑み新規應徴士の前收補給限度を
引上げ、其の經濟的生活を確保すべきことに付ては曩
の被徴用者等勤勞保護強化要綱に於て決定されたので
あるが、此の方針に基き今般其の具體的引上額を決定
され九月分より實施されることになつた。

其の内容は別表(一)の如くであるが、年齢階級別限度額
を全般的に引上げる外特に三十歳以上に付ては從來一
律に九十圓であつたものを、今回年齢階級に於て新に
三十歳以上、三十五歳未満、三十五歳以上、四十歳未

滿、四十歳以上の三階級を設け其の補給限度を順次高
額とし、例へば四十歳以上に於ては百四十圓と定めら
れ従前に比較すれば五十圓の引上となつたのである。
扶養家族を有する者に對しては別表(二)の如く更に扶養
家族一人に付十圓宛補給限度が増加するのであるから
例へば扶養家族四人を有する滿四十歳の新規應徴士は
百八十圓迄前收補給を受ける譯である。

尙現に補給を受けつゝある者のみならず従前の限度額
の關係で既に一應補給の廢止された者に對しても今回
の引上は適用されるのであるから後者の場合今回再び
改定限度額の範圍で補給を受けることが出来る。

尙當局に於ては限度額の引上と共に補給規定の合理化
も併せて考慮し補給制度の徹底を期する積りであるが
應徴士諸氏に於ては今回の政府の措置を諒とし倍舊の
意氣を以て勤勞挺身に邁進して戴きたいのであるが、
工場側に於ても補給の迅速、適確を期する上に於て一
段の努力を拂ふと共に、徒に補給制度に依存すること
なく此際給與の適正化に付深甚の考慮を拂ふ必要があ
る。